

地場産業・伝統的工芸品次世代魅力体験事業事務処理要領

(趣旨)

第1条 地場産業・伝統的工芸品次世代魅力体験事業の実施については、この要領に定めるところによる。

(目的)

第2条 本事業は、県内小、中、高等学校が地場産業※¹や伝統的工芸品※²製造者を行う、体験学習等に要する経費の一部を負担することにより、これらに対する興味・関心・共感の醸成を図り、将来の担い手（作り手、支え手、買い手）となる人材の育成・確保につなげることを目的とする。

※¹「近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する条例」第2条第3項第1号に該当する地場産品

条例第2条第3項第1号に該当する地場産品（いわゆる地場産業）

信楽陶器、甲賀・日野製菓、湖東麻織物、彦根バルブ、彦根仏壇、彦根ファンデーション、浜ちりめん、高島綿織物、高島扇骨

※²「近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する条例」第2条第3項第2号に該当する地場産品

条例第2条第3項第2号に該当する地場産品（いわゆる伝統的工芸品）

近江上布、網織紬、秦荘紬、綴錦、手織真田紐、草木染手組組紐、近江刺繍、彦根繡、楽器糸、鼻緒、特殊生糸、押絵細工、近江真綿、輪奈ビロード、信楽焼、膳所焼、近江下田焼、(再興)湖東焼、提灯、ろくろ工芸品、木製桶樽、高島扇骨、上丹生木彫、八幡丸竹工芸品、木珠(高級木製数珠玉)、木籠、彦根仏壇、浜仏壇、鍔金具、近江雁皮紙、雲平筆、和ろうそく、太鼓、大津絵、小幡人形、愛知川びん細工手まり、いぶし鬼瓦、神輿、江州よしすだれ

(対象となる学校)

第3条 この要領は、滋賀県内の県立中学校、県立高等学校、県立特別支援学校を対象とする。

(対象となる取組)

第4条 本事業の対象となる取組（以下、「当該事業」という。）は、地場産業・伝統的工芸品製造事業者と連携して、製造工程等の体験学習等を行う取組とする。

(事業対象経費)

第5条 本事業の対象経費は次のとおりとする。

補助対象経費の区分	内訳 (例)	負担率
負担金	イベント・体験会等の参加に係る経費	負担率： 1/2以内 負担限度額： 150千円

(負担額)

第6条 負担金の額は、当該事業の経費に2分の1を乗じて得た額、および負担限度額を比較していずれか少ない額を限度とする。

2 負担金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(事業の実施)

第7条 当該事業を実施しようとする者は、事業実施申請書(様式1)を、別に定める日までにイノベーション推進課長に提出しなければならない。

(事業の決定)

第8条 イノベーション推進課長は、前条により提出された事業実施申請書の内容を審査し、事業を実施することが適当と認めるときは、第5条に規定する事業対象経費のうち必要かつ適当と認める経費について、予算の範囲内において事業の決定を行うものとする。

2 イノベーション推進課長は、前項による審査後の事業実施の承認を速やかに通知するものとする。

(事業計画の取り下げ)

第9条 当該事業の事業決定を受けた者(以下「事業実施者」という。)は、事業実施の承認内容またはこれに付された条件に不服があり、事業計画書を取り下げようとするときは、事業実施の承認を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面をイノベーション推進課長に提出しなければならない。

(事業の変更等)

第10条 事業実施者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1号については事業変更申請書(様式2)、第2号においては事業廃止(中止)申請書(様式3)をあらかじめイノベーション推進課長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 当該事業の内容を変更しようとするとき(当該事業の目的および効果に影響を及ぼさない程度の軽易な変更をしようとする場合を除く。)

(2) 当該事業を廃止または中止しようとするとき

2 イノベーション推進課長は、前項の規定による変更等の承認を受け付けた日から30日以内に行うものとし、必要に応じ条件を付し、または事業内容を変更して承認することができる。

(事業報告)

第11条 事業実施者は、当該事業が完了したとき、または前条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から30日を経過した日、または当該年度の3月10日のいずれか早い日までに事業報告書(様式4)をイノベーション推進課長に提出しなければならない。

(負担額の確定)

第12条 イノベーション推進課長は、前条の事業報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるものについて、提出を受け付けた日から30日以内に負担額の確定を行い、事業実施者に通知するものとする。

(検査等)

第13条 イノベーション推進課長は、当該事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、事業実施者に対して報告または必要書類の提出を求め、もしくは帳簿、書類その他物件等を検査することができる。

(事業に係る経理)

第14条 事業実施者は、当該事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を当該事業が完了した日の属する会計年度の終了後10年間保存しなければならない。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、イノベーション推進課長が別に定める。

付則

この要領は、令和6年4月12日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。